

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 8月 1日施行

令和 8年 7月 3 1日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町規程第7号

佐用町電子署名規程の一部を改正する規程

佐用町電子署名規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8年 7月 3 1日

佐用町長 江 見 秀 樹

佐用町規程第7号

佐用町電子署名規程の一部を改正する規程

佐用町電子署名規程（平成19年佐用町規程第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

電子署名カードを発行する職名、電子署名カード管理主管課（以下「電子署名カード管理課」という。）及び用途は、別表のとおりとする。

第6条を次のように改める。

（特殊の電子署名カード等）

第6条 課若しくは室は、特殊の用途に使用するため、特に必要がある場合においては、町長の承認を受けて、特殊の電子署名カード（以下「特殊電子署名カード」という。）を置くことができる。

2 町長名により施行する公文書に係る電子署名の利用頻度が高い課として、別表において町長の電子署名カード管理課と定める課は、町長の承認を受けて、町長の電子署名カードを当該課において管理することができる。

3 前項の規定により当該課において管理する町長の電子署名カードは、当該課の所掌事務に係る町長名の公文書に限り使用するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

4 特殊電子署名カード又は第2項の規定により当該課において管理する町長の電子署名カードの保管は、町長の承認を受けた当該課長若しくは室長又は町長の指定する職員が行うものとする。

第9条に次の1項を加える。

4 第6条第2項の規定により当該課において管理する町長の電子署名カードは、別表に定める電子署名カード管理課において、当該電子署名カード管理課の長の責任により保管し、及び管理するものとする。

第10条に次の1項を加える。

6 第6条第2項の規定により当該課において管理する町長の電子署名カードを使用して電子署名を実施する場合においても、第2項から前項までの規定を適用する。

別表中「第5条」の次に「、第6条」を加え、同表を次のように改める。

職名	電子署名カード管理課	用途
町長	情報政策課	町長名により施行する公文書
町長	税務課	税務課の所掌事務に係る町長名公文書
町長	農林振興課	農林振興課の所掌事務に係る町長名公文書
町長	建設課	建設課の所掌事務に係る町長名公文書
町長職務代理人	情報政策課	町長職務代理人名により施行する公文書
副町長	情報政策課	副町長名により施行する公文書
会計管理者	会計課	会計管理者名により施行する公文書
課長	当該課	課長名により施行する公文書
室長	当該室	室長名により施行する公文書

様式第4号中「一般・特殊・専用」を「一般・特殊・町長カード課管理」に改める。
 様式第5号中「情報政策課長」を「電子署名カード管理課長」に改める。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。